市民公益活動を応援します!



令和6年度(2024年度)

欠田市イメージキャラクターすいたん

吹田市市民公益活動促進補助金

募集要項



令和6年(2024年)4月1日(月)

~4月16日(火)午後5時30分

郵送で申請できます(4月16日必着)。配達状況が確認できる簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。また、電子メールでも申請できます。

申請書類は吹田市のホームページからダウンロードできます。

(受付・お問い合わせ)

吹田市役所 市民部 市民自治推進室

住 所: 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL:06-6384-1326(直通)

FAX:06-6385-8300

メール: simfreai@city.suita.osaka.jp

事業計画や予算の立て方等、新たに事業を実施するための支援を市民公益活動センター ラコルタで実施しています。お早めに御相談ください。

TEL: 06-6155-3167

※この募集は、令和6年度予算が吹田市議会において原案可決された場合に実施します。

一目 次一

1.	目 的	1
2.	補助対象団体	1
3.	補助対象事業	1
4.	令和6年度(2024年度)補助金総額	2
5.	補助対象事業期間	2
6.	補助対象事業コース	2
7.	同一事業の取扱い	2
8.	補助対象経費	3
9.	補助対象外経費	3
10). 補助金の額について	4
1 1	. 募集期間 • 提出先	5
12	2. 提出書類	5
13	8. 事前質問	5
14	4. 審查方法	6
15	5. 審査基準など	6
	6. 審議会委員の役割	
17	7。決定通知 ······	7
18	3. ラコルタ(市民公益活動センター)によるコンサルティング	7
19	9。進捗状況報告	8
20)。事業報告	8
21	。確定通知及び精算	8
22	2. その他	8
● 	申請から補助金交付までの流れ	9
●令	令和6年度からの変更点について	1 0
●市	5民公益活動促進補助金申請書 記入例	1 1
	• 吹田市市民公益活動促進補助金交付申請書	
	• (別紙3)収支予算書	

1. 目的

この補助金制度は、市民公益活動団体を積極的に支援し育てるとともに団体間の連携を図ることにより、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取り組む事業に必要な経費の一部を補助します。

この補助金は市民公益活動団体が取り組む事業に対して交付するものですが、補助金交付団体が将来にわたって自立して事業を継続していただくための制度です。

なお、この補助金は「みんなで支えるまちづくり基金」から支出しています。補助金交付事業の成果を市民に還元するため、応募される事業の公開プレゼンテーション及び年度終了後の公開事業報告会へ必ず参加してください。

●「市民公益活動」、「市民公益活動団体」とは

「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動(宗教、政治を目的とする活動は除く。)をいい、また、「市民公益活動団体」とは、 それらを行う団体であって、主として市内を活動地域とするものです。

(吹田市市民公益活動の促進に関する条例第2条)

2. 補助対象団体

補助の対象となる団体は、以下の項目に全て該当する団体であることが必要です。

- (1) 主として市内で活動する市民公益活動団体
- (2) 代表者を含め3人以上の役員がいること。
- (3) 事業の計画や予算・決算を立てることができること。
 - ※事業計画書や予算書・決算書の書き方は市民公益活動センター ラコルタに御相談 ください。

3. 補助対象事業

主として吹田市内で実施する市民公益活動とします。

応募される事業が、吹田市のほか、大阪府、その他公共団体又は公共的団体から補助を受けている(又は受ける見込みのある)場合は応募できません。<u>例えば、吹田市</u>社会福祉協議会「福祉ボランティア基金助成金」との重複応募はできません。

《補助対象事業の例》 市のホームページで、過去の交付事業が確認できます。

- 子育て世代の癒しの場、生きがい、交流の場を提供する事業
- ・環境の保全に取り組む事業
- 高齢者、障がい者、子どもの支援に取り組む事業
- 防災・減災に取り組む事業
- ・国際化・国際協力に取り組む事業
- ・世代間、地域の交流に資する事業
- ・コロナ禍で生じた新たな地域課題に取り組む事業

など、<u>多くの人に開かれた活動で、特定の人の利益を目的としない活動</u>。

※オンラインを活用した活動等についても対象になります。

4. 令和6年度(2024年度)補助金総額

300万円

この補助金は「みんなで支えるまちづくり基金」から支出しています。同基金へは、市内外から市民公益活動の支援のための寄附をいただいています。

5. 補助対象事業期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日の間に行われる事業を対象とします。応募時にすでに取り組んでいる事業も対象としますが、令和6年6月中を予定している交付決定の時点ですでに完了している事業は応募できません。

6. 補助対象事業コース

補助対象事業は次の(1)又は(2)のコースです。

※応募は1団体につき1事業に限ります(複数申請不可)。

※いずれのコースも補助対象経費の審査、応募者多数の場合など、申請金額より減額することもあります。

(1) スタート支援コース

補助対象経費の4分の3以内で、10万円を限度とします。

4月1日時点で市民公益活動を始めて3年未満の立上がり期の団体が行う事業が対象。

(2) 自立支援コース

補助対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とします。

市民公益活動を 1 年以上行っている団体が、課題解決に向けて自由な発想やアイデアを大切にしながら創り出す事業、市民公益活動団体の連携を促す事業、複数の市民公益活動団体が連携して行う事業が対象。

複数の市民公益活動団体で実行委員会等を結成し、協働して行う事業で申請を行う場合、今後1年以上継続して実施する意思がある場合は事業1年目の申請も可能です。ただし、幹事団体(事務局機能を果たす団体)の活動実績が1年以上であることを要件とします。また、実行委員会の構成団体は他の事業で申請することはできません。

7. 同一事業の取扱い

(1) スタート支援コース

同一事業に対する補助金の交付は、立上げ3年未満であれば各年度6(1)の範囲内で2回まで可能です。(スタート支援コースの交付回数に関わらず、自立支援コース移行後の交付限度回数は3回です。)

(2) 自立支援コース

同一事業に対する補助金の交付は3回を限度とします。前年度に引続き、同一事業を継続して行う計画の場合の補助金額は、原則として、2年目は1年目の5分の4以内、3年目は1年目の5分の3以内と、順次減額していきます。ただし、補助金審査において事業内容の強化、発展、改善があると判断された場合は、減額しないこともあります。

8. 補助対象経費

補助対象となる経費は、応募される事業のみに要するもので、下記の経費とします。

費目	経費の種類
人 件 費	当該事業に直接必要なスタッフ等への賃金等
報(賞)費	講師・専門家への謝礼等
旅費	当該事業に関わる交通費、通行料金、駐車料金等(実費)
印刷費	チラシ・ポスター等の印刷費、消耗品費等
消耗品費	事業に必要な事務用品等
通信運搬費	切手等郵送料等
保 険 料	保険料
使用料及び賃借料	会場借上げ料等
その他の経費	その他当該事業実施に不可欠な経費

※スタッフの交通費は実費の場合は旅費に計上してください。定額で支給する場合は 会則等で基準を定めた上で人件費に計上してください。

※申請があっても審査の結果、申請金額より減額して交付する場合があります。

9. 補助対象外経費

- (1)補助対象とならない主な経費
 - ア 補助対象事業以外の経費
 - (ア) 団体の管理経費(団体事務所の管理経費、加盟組織への年会費等)
 - (イ)補助対象事業以外の経費と明確に区分できないもの 応募以外の事業と共通する運営費や事業実施場所の管理費(光熱水費、電話 代、ガソリン代等)その他明確に区分できないもの
 - イ 受益者負担を原則とするもの

料理の材料費、景品・グッズ代等は、基本的にサービスの受益者から徴収する ものとします。

- ウ 食糧費(食事代・お茶代等)
- エ 団体構成員への講師謝礼
- オ 申請時・交付決定時に計上されていない経費 補助金申請時に収支予算書に記載されていない経費については、原則として補助対象経費とはなりません。十分に精査した上で申請してください。

(2) 内容により補助対象とならない経費

ア 報償費

吹田市の講師謝礼基準を超える部分の謝礼

イ 人件費

人件費(スタッフ賃金等)は、事業総額に対し妥当な割合となっているか、事業内容に鑑み妥当な単価となっているか等により補助対象額を判断します。

ウ その他の経費

備品(単価2万円以上の物品)については、購入ではなくレンタル等により調達することを原則とします。購入費用を補助対象経費とするかどうかは、真にその事業に不可欠なものかどうか(その備品がなければ事業ができないのか)等を考慮して判断します。申請時に見積書、カタログ等を添付してください。

申請に含まれないものは対象経費として認められません。追加で経費の内容の 説明資料の提出を求める場合があります。

10. 補助金の額について

次の(1)から(3)のいずれか低い額の範囲内となります。

- (1)補助対象となる経費(8 の経費)の総額から補助対象事業に係る収入(※)の額を 控除した額
- (2) スタート支援コースにおいては補助対象経費の4分の3の額、自立支援コースにおいては補助対象経費の2分の1の額
- (3) 6のコースごとの補助限度額

※補助対象事業に係る収入とは

補助対象事業に係る収入のうち、参加費、保育料、会場費、協賛金、広告料、 利息、寄附金などをいいます。(図1の(a))

補助対象経費に該当しない経費に充当することが明確な収入(食糧費・材料費相当分など)については、補助対象事業に係る収入から除外します。(図1の(b))

図1 補助額と補助対象経費のイメージ

> 〔スタート支援コース〕補助対象経費の3/4以下 〔自立支援コース〕補助対象経費の1/2以下

11. 募集期間 • 提出先

(1) 募集期間

令和6年(2024年)4月1日(月)~4月16日(火)午後5時30分

(2) 提出先

吹田市役所 市民自治推進室までご提出ください。(土日祝は除く)

<u>郵送で申請できます(4月16日必着)。配達状況が確認できる簡易書留や特定</u> 記録郵便などの利用をお勧めします。また、電子メールでも申請できます。

◇ ラコルタ(市民公益活動センター)での事前相談 事業内容等を充実させるため、申請書類を提出する前にラコルタでの 事前相談をご活用ください。申請書の書き方、予算の立て方の相談にも 応じます。

> ラコルタ(吹田市立市民公益活動センター) 吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ6階

電話:6155 - 3167 FAX:6833 - 9851

平日…9:30~21:30、日・祝日…9:30~17:30 月曜日は休館

12. 提出書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)添付書類
 - ①団体概要書(別紙1)
 - ②事業実施計画書(別紙2)
 - ③収支予算書(別紙3)
 - ④定款、規約、会則又はこれに準じるもの

提出する場合、20部提出してください。

- ⑤役員名簿(実行委員会形式の場合は、実行委員名簿) 役職、氏名、住所(番地は不要、 〇〇町、〇〇町〇丁目等まで)
- ⑥団体全体の当該年度予算書
- ⑦団体全体の前年度決算書

※応募時に提出が無理な場合は、直近のもので代用可。

⑧会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの A4 縦限定で4枚(両面で8ページ)以内とします。A4 版以外のパンフレット等を

13. 事前質問

審査に先立って、市民自治推進室から文書で質問を行いますので期限までに回答してください。回答内容は審査に活用します。(質問は4月30日(火)発出予定)

①~③の申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

④~⑦は特に 決まった様式は ありません。

14. 審查方法

(市民公益活動審議会委員による書類審査、公開プレゼンテーション)

応募団体による公開プレゼンテーションを実施しますので、必ず参加してください。 応募書類とプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、審査・選考します。

●公開プレゼンテーション

日にち: 令和6年(2024年)6月2日(日)

場 所:市民公益活動センター(ラコルタ) 千里ニュータウンプラザ6階

方 法:公開の場で、各団体 10 分程度の時間で応募された事業の発表と、審議会

委員による質疑応答を行います。

※パソコンを利用する場合、5月27日(月)までにデータを市民自治推進室へ ご提出ください。

※団体の事業やPRのためのチラシ等の配付を希望する場合も、5月27日(月) までに50部市民自治推進室にご提出ください。

15. 審査基準など

(1)審査基準

応募された事業について、下記の基準で審査します。

	項目	内 容		審査点数
1	公益性•共感性	事業の成果が市民の利益につなた	がる事業であるか、	1 0点
'		また、広く市民の共感が得られる	る事業であるか	10ж
2	先駆性	新たな視点、発想から提案された事業であるか		5点
3	発展普及性	団体及び事業の発展や、継続的な	展望が期待できる	5点
3		事業であるか		ЭЖ
4	実現性	実施可能な方法、スケジュール、	予算で立案された	5点
4	天况任	事業であるか		ЭЖ
5	自立性	補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努		5点
5	日五任	めた事業であるか		
			満点	30点

(2)審查手順

ア 審査は、応募された事業を審査基準5項目ごとに、次の区分で審査します。

区分	評価点数
高く評価できる	5点
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	4点
普通	3点
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	2点
あまり評価できない	1点

- イ 「公益性・共感性」は評価点数を2倍して審査点数を求めます。
- ※審査点数の平均点が18点未満の交付申請事業は、推薦から除外します。

16. 審議会委員の役割

審査は、吹田市市民公益活動の促進に関する条例第 12 条に基づいて設置する吹田市市民公益活動審議会委員が行います。

※審査の公平性を期すため、審議会委員が応募団体の役員等になっている場合は、 全審査に参与しません。

17. 決定通知

審議会の審査結果を基に、市長が補助対象事業、補助金交付額を決定し通知します。 不交付の場合は理由も添えて通知します。

また、応募された事業については決定、不決定にかかわらず、その事業概要、交付申請額、交付決定額などを市民自治推進室ホームページに掲載します。

18. ラコルタ(市民公益活動センター)によるコンサルティング

この補助金制度は、実施事業を資金的にバックアップすることだけが目的ではなく、 実施事業を安定的に継続し、いずれは自立して事業が実施できるよう支援するための ものです。資金提供だけでなく、ラコルタによるコンサルティング(次年度以降の自 立発展を見据えた事業のブラッシュアップやその基盤となる組織運営への助言等)も、 補助金交付事業に対して実施します。

スタート支援コースについては、立ち上げ期の団体を集中的に支援することを目的 に、ラコルタが年間を通して定期的にコンサルティングを実施します。

自立支援コースについては、最長3年間の補助交付期間中に自立して活動を継続で きる組織運営体制を確立し、また資金を確保していけるよう、全ての団体に、ラコル タの支援を受け、残り上限補助交付期間の自立計画を策定いただきます。

19. 進捗状況報告

補助金交付団体には、事業実施年度途中(10月頃予定)に進捗状況の報告書(事業進捗状況報告書等)を提出していただきます。また、事業の実施状況を現地にて確認し、進捗状況等についてヒアリングをさせていただく予定をしています。

20. 事業報告

補助金交付団体には、事業が終了次第、実績報告書に関係書類(事業実績報告書、 収支決算書等)を添えて提出していただきます。収支決算書には領収書(要押印)の 添付が必要です。また、対象事業の実施成果を広く市民に紹介するため、公開の事業 報告会を令和7年(2025年)2月頃に開催する予定です。

※補助金交付団体は、上記の事業報告会へ必ず参加してください。

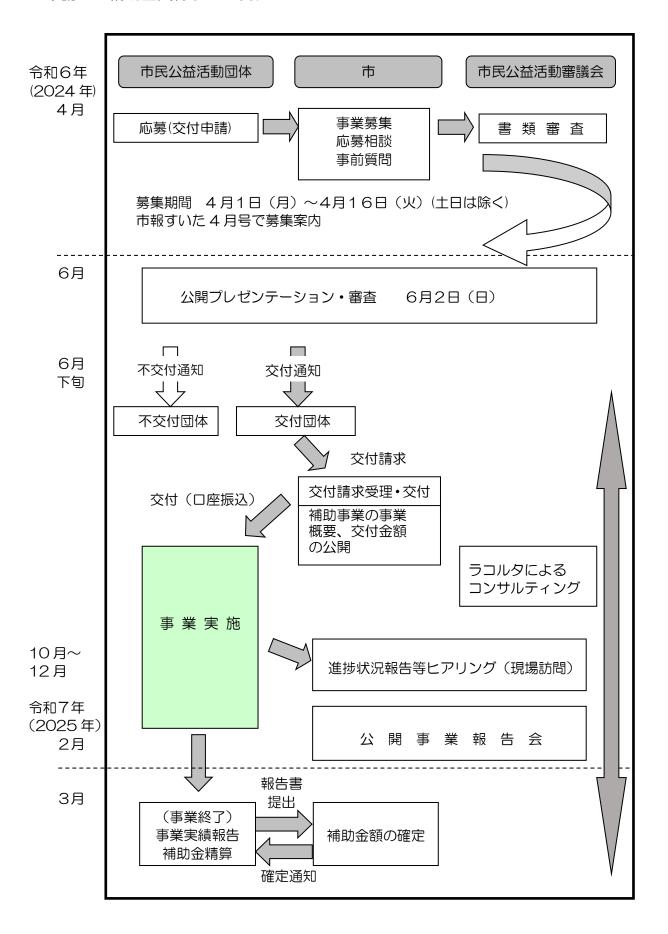
21. 確定通知及び精算

実績報告書の内容を審査して、補助金交付額を確定します。このとき、既に交付を 受けた金額が確定金額を超える場合は、その**超過分を返還していただきます**。

22. その他

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、その他補助金交付要領の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合があります。
- (2)補助金交付団体は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類を補助 事業完了後10年間保管してください。
- (3)補助金交付団体は、補助事業を実施する際に「みんなで支えるまちづくり基金を 原資とする吹田市市民公益活動促進補助金交付事業」であることを広報(ちらし・ポ スターなどの印刷物やホームページ等)に必ず記載してください。
- (4)補助金交付事業の啓発活動を実施する予定ですので、資料作りや会場設営等に積極的にご協力ください。
- (5) 交付事業においてイベント等を実施する場合は、障がいのある人に対して、合理的配慮を踏まえて、できるだけ手話通訳の配置等適宜対応してください。

●申請から補助金交付までの流れ



●令和6年度からの変更点について

本補助金は、交付期間の間に将来にわたって自立して活動を継続していただくための組織体制づくり及び活動費用の確保に向けての活動を一層支援していくため、以下のように制度を再構築しました。

(1) スタート支援コース

- ① 特に収入確保が難しい立上げ期の団体の当初の活動費用を重点的に支援するため、補助率を2分の1から4分の3に引き上げます。
- ② 対象を立上げ1年未満の団体から3年未満の団体に変更し、スタート支援コースの交付上限回数を2回に引き上げます。自立支援コースへ移行しての事業の本格実施の前に、1年目の活動経験を踏まえてさらなる試行をされたい際に御活用ください。

(2) 自立支援コース

最長を5回から3回とし、自立に向けたコンサルティングを充実し、3年間を見越して短期間で集中的にラコルタにより自立に向けた取組を支援します。

経過措置について

令和5年度以前に自立支援コースで補助金の交付を受けた活動、については、今回の再構築に関わらず、自立支援コースの交付上限回数を従来どおり5回とし、交付上限額について毎年5分の1ずつ逓減する従来どおりの取扱とします。

なお、令和5年度にスタート支援コースで交付を受けた活動が今年度自立支援コースに移行する場合の交付上限回数は3回です。

●市民公益活動促進補助金申請書 記入例

記入例

吹田市市民公益活動促進補助金交付申請書

令和 6 年 4 月 11 日

吹田市長宛

申請者 所在 地 吹田市〇町〇丁目〇番〇号

代表者名、代表者の肩書(理事 長、会長)を定款、役員名簿の とおりに記入してください。 団 体名 O O の 会 代表者肩書・氏名 会長 吹田 太郎

市民公益活動促進補助金の交付を次のとおり申請します。

= (別紙2)事業実施計画書の 「1 事業名」

1 事業名

環境学習事業

2 事業費総額 金260,400円

3 交付申請額 金130,200円

添付書類

- ① 団体概要書(別紙1)
- ② 事業実施計画書(別紙2)
- ③ 収支予算書(別紙3)
- ④ 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- ⑤ 役員名簿(実行委員形式の場合は、実行委員名簿)
- ⑥ 団体の当該年度予算書
- ⑦ 団体の前年度決算書 (あり ・ 設立初年度のためなし)
- ❸ 会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの (あり ・ なし)

記

= (別紙3) 収支予算書「支出の部」の 「補助対象経費 小計(E)」額

> = (別紙3) 収支予算書「収入の部」 の「当該補助金(A)」額

> > ⑦、®はあり・なしの いずれかに〇を

記入例 収支予算書

収入の部 (単位:円)

費目		金額	積算内訳(単価×回数・個数等)
当該補助金 [※] (A)	市民公益活動促進補助金	116,500	
+++ O+ +-+	参加費	75,000	250円×150人×2回
補助対象事業 に係る収入(B)	寄附金	3,000	
	〇〇財団助成金	30,000	
その他	団体繰入金	7,000	
の収入	補填金	1,500	
小計(C)		233,000	
受益者負担金 (D) (=(F))	景品代・飲み物代	45,000	200円×150人+100円×150人
合計 (C+D)		278,000	

支出の部 (単位:円)

支出の部			(単位:円)
費目		金額	積算内訳(単価×回数・個数等)
	人件費	40,000	スタッフ賃金 1日1,000円×20人×2回
	報償費	78,000	外部講師 10,000円×2人×2回、 手話通訳 19,000円×2回
	旅費	6,000	外部講師交通費 3,000円×2回
	印刷費	11,000	チラシ印刷代 11,000円
補助対象経費 募集要項8	消耗品費	5,600	封筒代 600円、文具代 5,000円
	通信運搬費	50,400	郵便切手代 84円×300通×2回
	保険料	12,000	ボランティア保険 600円×20人
	使用料及び賃借料	30,000	会場費 〇〇シアター 15,000円×2回
	その他の経費		
補助対象経費	小 計 (E)	233,000	
補助対象外経費	材料費	15,000	100円×150人
募集要項9(1)1・ウ	お茶	30,000	100円×150本×2
補助対象外経費	小 計 (F)	45,000	
合計(E+F)		278,000	

記入上の注意

- ・積算内訳欄には、単価×回数のように積算根拠を記載し、その合計額を金額欄と一致させてください。
- (C)=(E)、(D)=(F)となります。

※補助金計算表 (①②いずれか低い方の金額が交付申請額(A)となります)

(単位:円)

$ \textcircled{1} \ (E) - (B) $	125,000
② スタート支援: (E)の3/4以内。上限10万円。	
自立支援 :(E)の1/2以内。上限50万円。	
2年目は1年目の4/5以内、3年同21年目の3/5以内。	116,500